

青教指第308号
令和3年7月15日

市内小・中学校長 殿

青梅市教育委員会
教育長 岡田芳典
(公印省略)

緊急事態宣言下の夏季休業日の部活動について（通知）

再びの緊急事態宣言を受けて、各学校では市教育委員会からの令和3年7月12日発の通知（「緊急事態宣言の発令（4回目）を受けての今後の教育活動について」）により、夏季休業日前の教育活動に取り組んでいただいていることと存じます。

さて、夏季休業中の部活動については、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課からの事務連絡（令和3年7月9日）にあるとおり、一律に中止とするわけではなく、感染症対策と部活動の両立を図る中で、生徒が安心して練習や大会等へ参加する機会を確保する必要があると示されております。

市教育委員会としては、この考え方を基本とし、市立中学校長会の意見も踏まえた上で、下記のとおりといたしますので、この内容を教員に周知していただいた上で、生徒へのご指導方よろしく申し上げます。

なお、本通知における対応策は、現時点のものであり、状況の変化により、今後変更する可能性があることを予めご承知おきください。

記

1 夏季休業中の部活動について

(1) 部活動実施にあたっての条件

- ・ 平日の活動は、準備片付け等も含めて3時間以内とすること
- ・ 平日週1日以上のお休みを設けること
- ・ 土日の練習は実施をしないこと
- ・ 公式戦の参加、練習試合の実施は可とするが、その場合、移動等も含めて4時間程度とすること（できる限り短時間とし、寄り道などはしない）
- ・ その他、部活動ガイドラインに準じて実施すること

(2) その他

- ・ 小学校においても、教員の指導の下で放課後や土日に活動を行うクラブ活動については、同様とする
- ・ 部活動終了後は友達同士の会話などを控え、速やかに帰宅すること

- ・ 部活動の実施にあたっては、保護者の同意書を得ること
- ・ 感染対策では、下記の資料を参考にすること
 - 国 文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等を踏まえた小学校、中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」
 - 別紙1** 部活動の「感染症対策を講じてもお感染リスクが高い活動」の制限等について
 - 都 緊急事態宣言下における都立学校の部活動について

以 上

【連絡先】 青梅市教育委員会指導室

TEL 22-1111 (2376)